

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん ショートステイ利用料

日額料金

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	利用料	696	696	696	696
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	54	54	54	54
	処遇改善加算	83	83	83	83
	合計	1,953	2,043	2,793	4,231

要介護2	利用料	764	764	764	764
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	54	54	54	54
	処遇改善加算	90	90	90	90
	合計	2,028	2,118	2,868	4,306

要介護3	利用料	838	838	838	838
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	54	54	54	54
	処遇改善加算	98	98	98	98
	合計	2,110	2,200	2,950	4,388

要介護4	利用料	908	908	908	908
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	54	54	54	54
	処遇改善加算	105	105	105	105
	合計	2,187	2,277	3,027	4,465

要介護5	利用料	976	976	976	976
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	54	54	54	54
	処遇改善加算	113	113	113	113
	合計	2,263	2,353	3,103	4,541

2割負担

		第4段階
利用料		1,392
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		108
処遇改善加算		165
合計		5,063

利用料	1,528
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	108
処遇改善加算	180
合計	5,214

利用料	1,676
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	108
処遇改善加算	196
合計	5,378

利用料	1,816
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	108
処遇改善加算	211
合計	5,533

利用料	1,952
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	108
処遇改善加算	226
合計	5,684

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せされます。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらんショートステイ利用料(要支援)
日額料金

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要支援1	利用料	523	523	523	523
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	30	30	30	30
	処遇改善加算	60	60	60	60
	合計	1,733	1,823	2,573	4,011

2割負担

		第4段階
利用料		1,046
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		60
処遇改善加算		122
合計		4,626

要支援2	利用料	649	649	649	649
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	30	30	30	30
	処遇改善加算	75	75	75	75
	合計	1,874	1,964	2,714	4,152

利用料		1,298
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		60
処遇改善加算		150
合計		4,906

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乘せされます。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超の場合

世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合